

必要書類（新規）

申請書への個人番号（マイナンバー）記載の有無に応じて必要書類が異なります。共通書類（①～④）とパターンA（⑤～⑦）・B（⑧～⑩）のいずれかを用意してください。

概要

共通 書類

- ①「特定医療費（指定難病）支給認定申請書」
- ②「臨床調査個人票」
- ③「住民票の写し」（原本）
- ④「保険者への適用区分照会に係る同意書」（医療保険未加入の生活保護受給者は不要）
*医療保険情報に関する書類の要否については、「医療保険資格情報の確認の流れ（8頁）」をご参照ください。

<パターンA> 申請書に個人番号を記載する場合（一部提出書類を省略）

- ⑤16歳以上の支給認定基準世帯員全員の個人番号を確認できる書類
個人番号の対象者：「支給認定基準世帯員のフローチャート（7頁）」参照
提出書類：「個人番号（マイナンバー）確認書類（6頁）」参照
- ⑥-1（以下ア又はイのみ）「市町村民税（非）課税証明書」
ア「患者が社会保険加入者で、被保険者の市町村民税が非課税」
イ「患者が国民健康保険組合加入者」
- ⑥-2（以下ウのみ）16歳以上の支給認定基準世帯員全員の医療保険情報を確認できる書類
ウ「マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方」
- ⑦その他該当者のみ必要な書類

<パターンB> 申請書に個人番号を記載しない場合

- ⑧16歳以上の支給認定基準世帯員全員の医療保険情報を確認できる書類
- ⑨16歳以上の支給認定基準世帯員全員の「市町村民税（非）課税証明書」等
- ⑩該当者のみ必要な書類

詳細と留意事項

マイナンバーカードの写し等小さい書類はA4用紙に貼り付けて提出してください。また、個人番号の記載誤りや提出書類の不足等により、後日連絡させていただく場合があります。

①「特定医療費（指定難病）支給認定申請書」（共通書類）

- ・別紙「記入例」を参照し、記載してください（代筆可）。
- ・申請書2頁の「臨床調査個人票の研究利用についての同意」は、別紙「研究利用に関するご説明」を確認し、同意する場合に署名してください。

②「臨床調査個人票」（共通書類）

- ・医師が記載した日から4か月以上経過していないものを提出してください。
- ・複数の指定難病で申請する場合、疾病名ごとに臨床調査個人票が必要です。

③「住民票の写し」（原本）（共通書類）

- ・必要な範囲：
 - ア. 患者が「国民健康保険、国民健康保険組合又は後期高齢者医療制度」加入の場合
→世帯員全員分
※住民票上の住所が患者のものと異なる世帯員がいる場合には、その世帯員の住民票の写しも必要です。
 - イ. 患者が「社会保険（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等）」加入の場合
→患者分のみ。ただし、患者が被扶養者の場合は、被保険者分も併せて必要です。
- ・世帯主名・続柄の記載があり、発行日から6か月以内のものがが必要です。
- ・個人番号が表示された住民票の写しであれば、個人番号確認書類としても利用可。
- ・自己負担上限額が「上位所得」になることに同意する場合は患者分のみ提出可。

④「保険者への適用区分照会に係る同意書」（共通書類）

※医療保険未加入の生活保護受給者は不要

- ・高額療養費に係る適用区分確認のため、医療保険者に照会を行います。

⑤個人番号（マイナンバー）確認書類 <パターンAのみ>

- ・必要な範囲：16歳以上の支給認定基準世帯員全員
（「支給認定基準世帯員のフローチャート（7頁）」参照）
- ・提出書類：「個人番号（マイナンバー）確認書類（6頁）」参照

⑥該当者のみ必要な書類<パターンAのみ>

⑥-1（以下アはイのみ）「市町村民税（非）課税証明書」

- ・以下ア又はイに該当する場合を除き、申請書に個人番号を記載する場合は提出を省略することができます。

ア「患者が社会保険加入者で、被保険者の市町村民税が非課税」

イ「患者が国民健康保険組合加入者」

個人番号の記載
有無に関わらず、
提出が必要

- 申請月が
X年の
- 1～6月に申請：「(X-1)年度 市町村民税（非）課税証明書」を提出
→(X-1)年1月1日現在の住民票所在地の市町村で発行。
→(X-2)年1～12月の所得で算定。
 - 7～12月に申請：「X年度 市町村民税（非）課税証明書」を提出
→X年1月1日現在の住民票所在地の市町村で発行。
→(X-1)年1～12月の所得で算定。

収入等がない方（税制上申告の義務がない方）

収入等がない場合でも、非課税世帯であることを証明し正しい階層区分を確認するために、市町村民税の申告が必要です。未申告（市町村民税（非）課税証明書の税額等の欄はすべて空白や*で印字される場合）の場合は、お住まいの市町村の住民税担当課で申告を行った上で、証明書を取得してください。なお、未申告のまま提出された場合は、「上位所得」に区分されます。

⑥-2（以下ウのみ）16歳以上の支給認定基準世帯員全員の医療保険情報を確認できる書類

- ・以下ウに該当する場合を除き、申請書に個人番号を記載する場合は提出を省略することができます。

ウ「マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方」

個人番号の記載
有無に関わらず、
提出が必要

- ・必要な書類（以下a～dのいずれか）：

a 医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ」の写し

b 医療保険者が発行する「資格確認書」の写し

c マイナポータルから出力した「資格情報画面」を印刷したもの

d 有効期間内の健康保険証の写し（令和7年12月2日以降の申請は不可）

⑦・⑩該当者のみ必要な書類（以下1～5の該当者）

1. 軽症高額該当基準を満たす方

支給認定を受けるためには、厚生労働省が定める指定難病の診断基準を満たした上で、以下のいずれかに該当することが必要です。

(1) 厚生労働省が定める重症度の基準を満たす

(2) 軽症高額該当の基準を満たす：

「申請月以前の12か月間（発症日以降）に、申請する指定難病に係る月ごとの医療費総額（10割）が33,330円を超える月が3回以上ある場合」

- ・(2)の基準を満たす方は、以下の書類を提出することで「軽症高額該当」についても同時申請することができます（重症度を満たさず不認定となる場合に備え、軽症高額該当の基準を満たす方は同時申請をおすすめします）。

- ・必要な書類（いずれも申請する指定難病に係るものに限る）：
「領収書」の写し又は「診療報酬明細書」の写し
「自己負担上限額管理票」の写し（以前、受給者証を交付されていた場合）
マイナポータルから出力した「医療費通知情報」を印刷したもの等

2. 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方

- ・申請書に個人番号を記載しない場合は、以下の書類を提出してください。
患者が生活保護受給者の場合：
「生活保護受給証明書（全員）」
「医療保険情報を確認できる書類（医療保険加入者のみ）」詳細は5頁⑧参照
患者が中国残留邦人等支援給付受給者の場合：
「本人確認証」の写し又は「支援給付決定通知書」の写し

3. 患者本人又は同じ医療保険加入者に小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる場合

必要な書類：該当者の「小児慢性特定疾病医療受給者証」の写し

4. 同じ医療保険加入者に特定医療費（指定難病）の受給者がいる場合

必要な書類：該当者の「特定医療費（指定難病）受給者証」の写し

5. 市町村民税が非課税世帯であって患者本人の年間収入が80万円以下の方のうち、以下の表の給付を受給している方

- ・以下の表のとおり、給付の種類に応じて必要な書類が異なります。
- ・以下の表に記載がない給付の確認書類については提出不要です。
- ・以下の表の給付を受給していない場合であっても、非課税世帯であって患者本人の年間収入が80万円以下であれば、申請書裏面<所得に関する申立事項>の「低所得I」の口に必ず✓を記入してください。

表 自己負担上限月額算定にあたり参照される給付と必要な書類

給付の種類	必要な書類
障害基礎年金	年金振込通知書の写し 年金額改定通知書の写し 支給額変更通知書の写し 年金証書の写し 上記いずれかのうち、前年1～12月の受給額が確認できるもの
遺族基礎年金	
寡婦年金	
障害年金	
障害厚生年金	
障害手当金	
遺族厚生年金	
障害共済年金	
障害一時金	
遺族共済年金	
特別障害給付金	
障害補償給付、障害給付、障害補償	当該給付金に関する証書の写し 支給決定通知書の写し 振込通知書の写し 上記いずれかのうち、前年1～12月の受給額が確認できるもの
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当	

⑧16歳以上の支給認定基準世帯員全員の医療保険情報を確認できる書類
<パターンBのみ>

- a～dのいずれかが必要
- ・必要な書類（以下a～dのいずれか）：
 - a 医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ」の写し
 - b 医療保険者が発行する「資格確認書」の写し
 - c マイナポータルから出力した「資格情報画面」を印刷したもの
 - d 有効期間内の健康保険証の写し（令和7年12月2日以降の申請は不可）

⑨16歳以上の支給認定基準世帯員全員の「市町村民税（非）課税証明書」等
<パターンBのみ>

- ・必要な書類（以下a～cのいずれか）

- a 「市町村民税（非）課税証明書」
- 申請月が X年の
- ・ 1～6月： (X-1)年度「市町村民税（非）課税証明書」
→ (X-1)年1月1日現在の住民票所在地の市区町村で発行。
→ (X-2)年1～12月の所得で算定。
 - ・ 7～12月： X年度「市町村民税（非）課税証明書」
→ X年1月1日現在の住民票所在地の市区町村で発行。
→ (X-1)年1～12月の所得で算定。

a～cの
いずれか
が必要

収入等がない方（税制上申告の義務がない方）

収入等がない場合でも、非課税世帯であることを証明し正しい階層区分を確認するために、市町村民税の申告が必要です。未申告（市町村民税（非）課税証明書の税額等の欄はすべて空白や*で印字される場合）の場合は、お住まいの市町村の住民税担当課で申告を行った上で、証明書を取得してください。なお、未申告のまま提出された場合は、「上位所得」に区分されます。

- b 「給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書」の写し
毎年5月頃に給与支払者（勤務先）から送付されます。
- c 市町村民税の税額決定・納税通知書の写し
毎年6月頃にお住まいの市区町村から送付されます。

個人番号（マイナンバー）の確認書類

- ▼患者やその家族などが、保健所に来所して申請又は郵送で申請する場合
・郵送や患者本人以外が来所する場合は、aの写しとbの写しで可

aとbの 両方が必要 (マイナンバー カードを除く)	a	患者の個人番号を 確認できる書類	以下のうち1つ ・マイナンバーカード（両面）…bは不要 ・通知カード ・個人番号の記載のある住民票の写し（原本）	
	b	患者の本人確 認書類（アから ウのうちい ずれか）	ア	マイナンバーカード
			イ	以下のうち1つ（写真有で公的機関が発行するもの） ・運転免許証（運転経歴証明書） ・パスポート・在留カード・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 等
ウ	以下のうち2つ （写真無で公的機関や民間機関が発行するもの） ・資格確認書（医療保険者が発行） ・年金手帳・源泉徴収票・介護保険被保険者証 ・市町村民税課税（非課税）証明書 ・特定医療費（指定難病）受給者証 等			

- ▼委任による代理人や法定代理人等など法律上代理権を持つ者が、保健所に来所して申請
又は郵送で申請する場合
・郵送で申請の場合、写しで可（d委任状を除く）

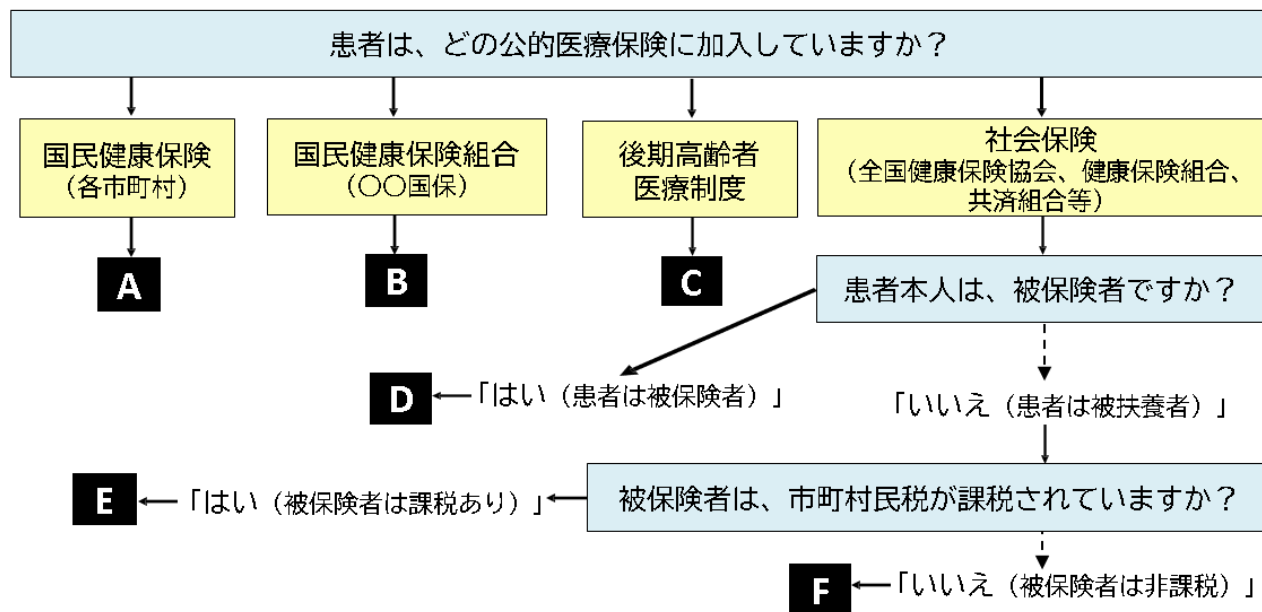
c～e 全てが 必要	c	患者の個人番号を 確認できる書類	以下のうち1つ ・マイナンバーカード（両面）又はその写し（両面） ・通知カード又はその写し ・個人番号の記載のある住民票の写し（原本）
	d	代理権を 確認できる書類	以下のうち1つ ・委任状（申請書2頁に署名） ・患者のマイナンバーカード
	e	代理人の本人 確認書類 （エ又はオの いずれか）	エ
オ			以下のうち2つ （写真無で公的機関や民間機関が発行するもの） ・資格確認書（医療保険者が発行） ・年金手帳・源泉徴収票・介護保険被保険者証 等

※患者本人が18歳未満の場合：

申請書には、保護者と患者本人の個人番号の記載が必要ですが、患者本人の個人番号を確認できる書類の提出は不要です（保護者の個人番号を確認できる書類と保護者の本人確認書類の提出は必要です）。

支給認定基準世帯員のフローチャート

- ・「支給認定基準世帯員」とは、上限額算定時に参照する世帯員のこと。
- ・患者が加入する公的医療保険によって、参照範囲が異なる（住民票上の世帯員ではない）。



医療保険の種類		支給認定基準世帯員 ^{※1}
A に該当	国民健康保険	患者と同じ国民健康保険に加入している方全員 ^{※2} (健康保険証の記号番号が同じ方)
B に該当	国民健康保険組合	患者と同じ国民健康保険組合に加入している方全員 (健康保険証の記号番号が同じ方)
C に該当	後期高齢者医療制度	患者と住民票上の世帯が同じで、 後期高齢者医療制度に加入している方全員
D に該当	社会保険（患者が被保険者）	患者
E に該当	社会保険 (患者が被扶養者・被保険者が課税あり)	被保険者
F に該当	社会保険 (患者が被扶養者・被保険者が非課税)	患者と被保険者

※1 16歳未満の支給認定基準世帯員については、自己負担上限額の算定対象から除外

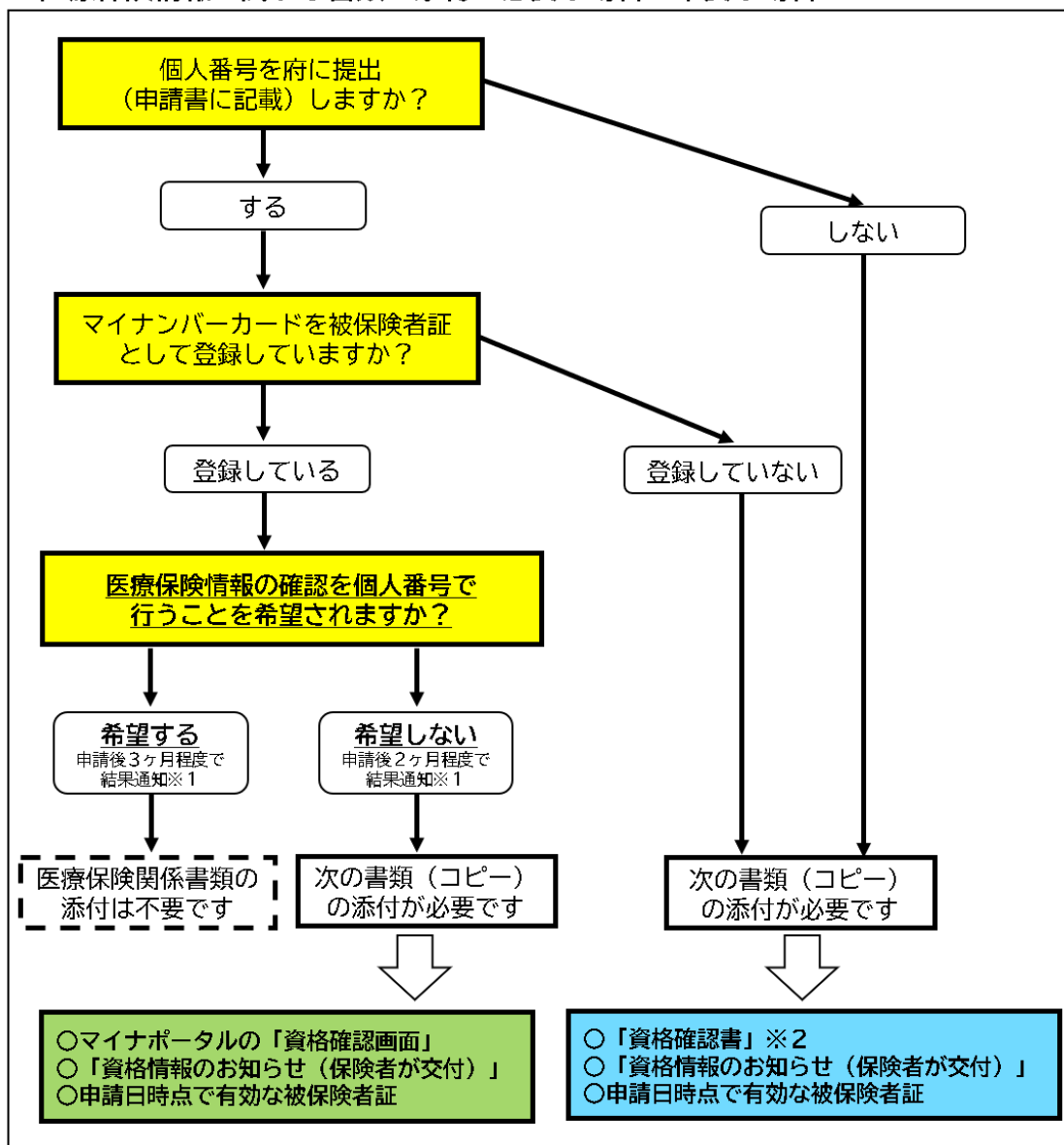
※2 遠隔地特例又は修学中特例対象者の分も必要

医療保険資格情報の確認の流れ

～令和6年12月2日以降に申請される方向け～

令和6年12月2日以降に特定医療費（指定難病）受給者証を新規申請される際に、患者ご本人・ご家族が加入されている医療保険情報の確認を個人番号（マイナンバー）で行うことを希望される場合は、医療保険情報に関する書類の提出を省略できます。

<医療保険情報に関する書類の添付が必要な場合・不要な場合>



※1 臨床調査個人票の内容に係る医療機関への照会等により、さらに時間を要する場合があります
※2 医療保険者から、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方に対し、現行の健康保険証の有効期限内に交付される書類です

*個人番号の利用と収集について

申請書に個人番号を記載しない場合でも申請手続きを行うことは可能ですが、番号法により特定医療費（指定難病）の支給事務において個人番号を利用することが定められています。

同法に定められた他の行政事務により市区町村等から情報提供を求められたときに、府が回答することが義務づけられており、特定医療費（指定難病）の支給事務においても、個人番号を登録する必要があります。そのため、申請書に個人番号の記載がない場合には、同法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じて個人番号の収集を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。